

障害福祉サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔生活介護〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
従業員の配置	<p>①生活支援員及び看護職員の配置について、基準どおり配置されてなかった。</p> <p>②配置すべき医師を嘱託医により確保しているが、嘱託医の事業所における勤務実態が確認できなかった。</p>	<p>①生活支援員及び看護職員のうち、1人以上を常勤としてください。</p> <p>②勤務時間を客観的な記録をもって管理する等、配置していることがわかるよう記録してください。</p> <p>※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取り扱いとすることができます。ただし、この場合、医師未配置減算として12単位減算するものとして取り扱ってください。</p>

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程・重要事項説明書	<p>運営規程で定めている内容と重要事項説明書に書かれている内容に相違があった。</p>	<p>それぞれの記載内容が一致するように整合性を図ってください。</p> <p>また、運営規程の附則に変更した年月日、内容を記載することで、事後に確認しやすくなります。</p>
運営規程	<p>運営規程に規定する項目が不足していた。</p>	<p>条例（指定基準）で、サービス種類別に運営規程に盛り込む項目が規定されていますので、漏れのないように定めてください。</p> <p>また、基準省令の解釈通知の留意点も参考にしてください。</p>

重要事項説明書	重要事項説明書に記載する項目が不足していた。	基準省令の解釈通知で例示されている項目（運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況（実施の有無・実施した直近の年月日・実施した評価機関の名称・評価結果の開示状況等）については必ず記載してください。
利用者負担額等の受領	日常生活に要する費用について、同意を得ず、費用を徴収していた。	日常生活に要する費用の対象となる内容（便宜）は、利用者又はその家族の自由な選択に基づいて行われるため、利用者、家族には事前に説明し、同意を得てください。
生活介護計画	<p>①・アセスメントを実施していなかった。 ・アセスメントを実施した記録がなかった。</p> <p>②アセスメントに当たって、利用者に面接して行っていないかった。</p> <p>③計画作成に係る会議の記録が確認できなかった。</p> <p>④サービス提供前に計画の同意を得ていなかった。</p>	<p>①計画の作成に当たっては、利用者の状況の把握・分析を通じ、解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメント）必要があります。実施した際には、実施日、内容等を記録してください。 また、計画を更新又は変更する際もアセスメントを実施し、記録を残してください。</p> <p>②アセスメントに当たっては、利用者にも面接して行ってください。</p> <p>③計画の原案について、計画作成に係る会議を開催し、その内容を記録してください。</p> <p>④計画の目標や内容については、サービス提供前に利用者又はそのご家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。</p>
サービス提供の記録	①サービス提供の都度、記録を作成していなかった。	①サービスの提供の都度、サービス提供日、提供サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録してください。

	②月末にまとめて利用者等に確認を求めている。	②支給量の管理及び報酬の請求に係る適切な手続きを確保する観点から、サービス提供の都度、サービスを提供したことについて確認を得てください。
勤務体制の確保等	①職員に対する研修が実施されていなかった。 ②ハラスメント防止のための方針の明確化及び相談体制の整備等の必要な措置を講じていなかった。	職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や生活介護事業所内の研修に参加する機会を計画的に確保してください。 ②事業者は、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント（上司や同僚に限らず、入所者（利用者）やその家族等から受けるものも含む。）やパワーハラスメント）の防止のための雇用管理上の措置を講じてください。
身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていなかった。	以下①②③について適切に実施してください。また、必要な措置を講じていることが分かるように記録を作成してください。
	<p>※ 令和3年度基準改定により以下の要件が必要となりました。（令和4年度より義務化）</p> <p>①身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること</p> <p>②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること</p> <p>③ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（年1回以上・新規採用時）</p> <p><u>なお、令和5年度より①～③の措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用されますので留意してください。</u></p>	
虐待の防止	虐待防止のための措置を講じていなかった。	以下①②③について適切に実施してください。また、必要な措置を講じていることが分かるように記録を作成してください。

	<p>※ 令和3年度基準改定により以下の要件が必要となりました。 (令和4年度より義務化)</p> <p>① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること</p> <p>② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること(年1回以上・新規採用時)</p> <p>③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p>なお、令和6年度より①～③の措置を講じていない場合、虐待防止措置未実施減算が適用されますので留意してください。</p>	
非常災害対策	消防用設備の点検を実施していなかった。	消火器、避難誘導灯、自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備等の消防用設備については、6か月に1回点検し、1年に1回は消防署に報告してください。

3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
食事提供体制加算	生活介護計画に食事提供体制加算の位置付けがなかった。	食事提供体制加算について、生活介護計画に位置付け、利用者から同意を得てください。
欠席時対応加算	利用者又はその家族等に対して実施した連絡調整その他の相談支援の内容を記録していなかった。	利用者又はその家族等に対して実施した連絡調整その他の相談支援の内容を記録してください。
訪問時支援特別加算	生活介護計画に訪問時支援特別加算の位置付けがなかった。	訪問時支援特別加算について、生活介護計画に位置付け、利用者から同意を得てください。
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員へ処遇改善計画等の内容が周知されていなかった。	全ての福祉・介護職員に処遇改善計画等の内容を周知してください。
※令和6年6月1日より「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（障発0326第4号、こ支障第86号 令和6年3月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）</p> </div>	